

要望書

令和2年12月8日

寿都町議会

議長 小西正尚 様

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

048-0401 寿都郡寿都町字新栄町 101-6

1. 件名

「寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例」の制定の要望について

2. 要望の趣旨

「寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例」の制定を要望する。

3. 要望の理由

私たちの住む寿都町は、自然豊かで実り多い大地や海から成っている。これらは先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産である。このかけがえのない郷土は、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育てていかなければならない。

令和2年11月17日、経済産業省が、原子力発電環境整備機構（NUMO）に対して、寿都町における特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）最終処分施設建設地選定に関する文献調査を実施する事業計画を認可した。今後、NUMOは、寿都町を対象に2年間の文献調査を行う計画である。

高レベル放射性廃棄物が無毒化される期間は10万年と言われ、人間の一生に比べて、あまりにも長い。文献調査は処分場建設に直結するわけではないと経済産業省やNUMOは説明するものの、調査を受け入れなければ、処分場が建設されることはない。現在、多くの町民のあいだで、いずれ処分場が建設され、高レベル放射性廃棄物が持ち込まれることになるのではという不安が渦巻いている。そこで、寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例を制定し、処分場の建設を受け入れる意思がないことを表明すべきだと私たちは考える。

また、選定プロセスは、文献調査の後、概要調査、精密調査と進む予定であるが、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」によると、概要調査の前には、北海道知事と町長の意見を聴き、これを十分尊重するとされている。しかし、町民の意見を聴くのかどうかは明記されていない。住民自治の上からも、選定プロセスの各段階で、町民の意思を反映させることは不可欠である。そこで、各段階で、全町民の賛否を問う住民投票を行うことも条文に明記すべきだと私たちは考える。

私たちの寿都町を守り育て、次世代に受け継いでいくために、以上の2点からなる「寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例」の制定を要望する。

寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例（案）

令和2年12月8日

（目的）

第1条 この条例は、放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 原子力関連施設から発生する使用済燃料
- (2) 前号に規定する使用済燃料を再利用又は廃棄する過程で発生するさまざまなレベルの放射性物質等
- (3) 前2号に定めるものの他、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第3条第2号に規定する核燃料物質をいう）または核原料物質（同法第3条第3号に規定する核原料物質をいう）に汚染された物

（基本理念）

第3条 町民は、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、本町の自然豊かで実り多い大地や海は、先人から受け継ぎ、次の世代へ引き継ぐために守るべき貴重な財産であり、このかけがえのない郷土を、町及び町民がそれぞれの役割を担いながら、将来にわたって協働して守り育てていかなければならない。

（基本施策）

第4条 町は、いかなる場合も放射性物質等を町内に持ち込ませない。

2 町は、放射性物質等の処分、保管及び研究等に関する施設の建設を受け入れない。

3 町は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）に基づく概要調査および精密調査の受け入れにあたっては、住民投票を行い、その結果を十分尊重するものとする。

4 前項の住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

5 この条例は、医療用放射性物質の利用を妨げるものではない。

（町の責務）

第5条 町は、第3条の基本理念にのっとり、必要な施策を総合的に推進しなければならない。

い。

2 町は、必要があると認めるときは、前条の基本施策を実施するための措置を講じなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第3条の基本理念にのっとり、町が実施する施策に協力しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。